



1. 全中貿兵庫連盟経済講演会

全中貿兵庫連盟では、10月19日に経済講演会を開催しました。演題と講師と講演内容は以下の通りです。

【第1部】

「新しい価値観から生まれる建築とまちづくり」
～ちいさな経済が持つ可能性～

◆講師：流通科学大学人間社会学部 観光学科

特任准教授 ^{やました かおり} 山下 香 氏

主な内容： 小さな町を、社会学の観点から経済性、文化性、社会関係性のつながりから発展させ、小さな経済を構成させていくことで新しい価値創出へと導いていく、エリアの活性化を方向付ける内容でした。



▲講師 山下氏

【第2部】

「第4次産業革命と経営戦略」
～価値づくりと人づくり～

◆講師：大阪経済大学 経営学部経営学科

教授 ^{おおた かずき} 太田 一樹 氏

主な内容： 第4次産業革命として、AI、ロボットの台頭する中での経営戦略の構築と併せて、人として、どう対峙していくかを、マーケティングの基本を学び直すことにより、もう一方の価値づくりに着手していく内容でした。



▲講師 太田氏



▲神戸支部長あいさつ



▲会場の様子

2. 全中貿大阪連盟経済講演会

全中貿大阪連盟では、11月13日に経済講演会を開催しました。全中貿の会員を始め、各経済団体の会員に時局を得た有益な経済情報を提供することが出来ました。2つの異なる講演内容でしたが、それぞれの演題への関心が高く、大変好評でした。

さらに、講演後の講師との意見交換会により、有意義な情報を更に収集することができました。また、参加企業同士の情報交換に資することもできました。演題と講師と講演内容は以下の通りです。

【第1部】

「米国最新事情：中間選挙後の政治・経済の見方」

◆講師：日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 米州課長 あきやま しろう 秋山 士郎 氏

主な内容： 今回の米国の中間選挙の結果と今後のトランプ政権の議会運営に与える影響、また2020年の大統領選挙の展望についてお話がありました。また米国経済の現状と課題、トランプ政権の対中通商政策、新NAFTA大筋合意の内容、日米間物品貿易協定（TAG）の交渉、日本企業の北米ビジネストレンド等についてご説明があり、非常に時宜を得た講演となりました。



▲講師 秋山氏

【第2部】

「関西経済の現状と展望」

◆講師：日本銀行理事

大阪支店長 やまだ やすひろ 山田 泰弘 氏

主な内容： 日本銀行の概要（その歴史、大阪支店の建物や業務の内容について）と共に、関西経済に焦点を当て、関西経済を牽引しているインバウンドの外国人観光客の増加と、好調な輸出と設備投資、また関西経済と中国との結びつき、今後の長期的な展望等についてご説明がありました。関西経済は東京の発展に遅れをとって来ましたが、ここに来て明るい話題が増え、今後も成長が期待できるという講演内容でした。



▲講師 山田氏



▲講演会中の様子



▼会場の様子（前方）



▲伊藤紀忠社長（中）と講師の方々
〔秋山士郎講師（左）、山田泰弘講師（右）〕



▼伊藤紀忠社長（右）と
ジェトロ大阪本部長 曾根一朗氏（左）



▲会場の様子（後方）

「消費税」を知ろう

(1) 消費税について

消費税は、消費一般に対して広く公平に課される税です。そのため、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などが課税対象であり、事業者を納税義務者として、その売上げに対して課税されます。また、税の累積を排除するために、事業者は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除し、その差額を納付することとされています。

事業者には課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれ、最終的には消費者が負担することが予定されています。（「直接税」と呼ばれる所得税などに対し、このように納税義務者と実質負担者が異なる税を「間接税」と呼びます。）

消費税の仕組み

消費税は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を控除し、その差額を納付することとされています。



(2) 消費税 10%への引き上げによる増収分はどのように使われるのか

少子高齢化を克服するために、我が国の社会保障制度を全世代型へさらに大きく転換していく必要があります。

このため、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げによる財源(5兆円強)の使い道を見直し、この中で従前から予定していた社会保障の充実策(1.1兆円程度)に加え、2兆円程度(注)を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等に充てることとしました。

(注)消費税増収分の他、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金の増額による0.3兆円を含む。

消費税率 8%→10%への引上げにより行われる主な施策

見直し前から予定していた主な充実策

低所得者の介護保険料軽減

世帯全員の市町村民税が非課税である高齢者の介護保険料額(1号)を軽減
※10%引上げまでの間は、一部実施(年金収入80万円以下の高齢者(650万人)を対象に、対象者1人当たり約月280円軽減)

消費税率10%引上げ時までに完全実施

対象者1人当たり
約月1千円軽減

※軽減対象者の軽減前の保険料は、2.8~4.1千円程度

低所得高齢者の暮らしを支援

消費税率10%引上げ時までに実施

給付金の支給
対象者1人当たり 月5千円等

新たに行う予定の主な施策

幼児教育の無償化

3~5歳児について、幼稚園、保育所、認定こども園の費用無償化(注)

0~2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化

(注)子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限。これら以外の無償化については、専門家の声も反映する検討の場を設け、本年夏までに結論

待機児童の解消

2020年度末までに32万人分の受け皿整備

保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえて処遇を改善

高等教育の無償化

住民税非課税世帯の子供たちに対して、
- 国立大学の場合、授業料免除
- 私立大学の場合、国立大学の授業料に一定額を加算した額まで対応
- 1年生は、入学金免除

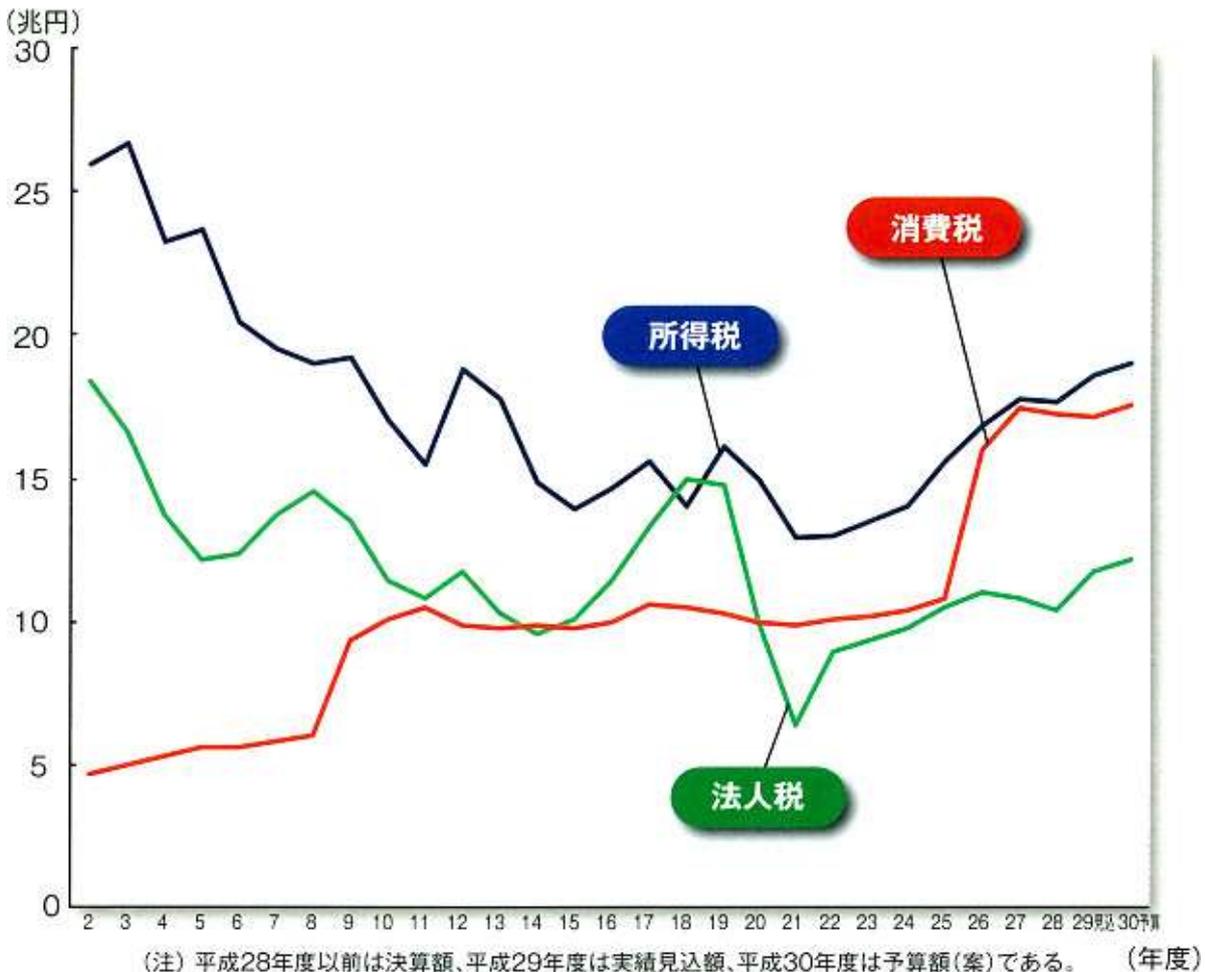
介護人材の処遇改善

勤続年数10年以上の介護福祉士について月額8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1,000億円程度を投じ、処遇改善

(3) 社会保障費を賄うのになぜ消費税なのか

日本の社会保障制度は原則として社会保険料で費用を負担することを基本としていますが、働く世代に負担が集中する面もあります。

こうした中で、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合い、社会保障の安定した財源を確保する観点から、消費税を社会保障の財源としています。また、税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく安定していることも消費税の特徴です。



<所得税の特徴>

- 勤労世代が主に負担します。
なお、勤労世帯は、今後減少していくことが見込まれています。

<法人税の特徴>

- 税収が景気の動向に比較的左右されやすい特徴があります。

消費税率は 10%なの？ 8%なの？

平成31年10月から **軽減税率制度** が実施され、消費税率が10%と8%の複数税率となります。



さて、次の中で、「8%」の対象になるのはどれでしょう？

① 「ここで食べます」

② 「持って帰ります」

③ 水道水

④ お酒類

⑤ ミネラルウォーター

⑥ 「宅配です」

⑦ 医薬品・医薬部外品

問題の答えは裏面にあります。

大阪国税局・税務署

軽減税率の対象品目は「飲食料品」と「新聞」です！

飲食料品	飲食料品とは、食品表示法上に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	対象となる新聞は、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。



平成31年10月に向けて、準備を確認しましょう。

29年～31年 10月 31年～35年 10月 35年～

準備期間 | 区分記載請求書等保存方式 | インボイス制度

- 飲食料品・新聞を **販売（売上げ）** している
 - 販売商品が10%か8%かの確認
 - 請求書やレシートに軽減対象品目の記載及び税率ごと（10%及び8%）の合計額の記載
 - 複数税率に対応したレジ等の準備
- 飲食料品・新聞を **購入（仕入れ）** している
 - 購入商品の税率、請求金額に誤りがないか確認
 - 購入商品を10%と8%に区分して帳簿に記載

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
専用ダイヤル 0570-030-456 【受付時間】9時～17時（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、
国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト
「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



消費税軽減税率制度

▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局（大洋株式会社内）鹿内 までお願いします。
全中貿事務局 TEL/ 06-6443-5810 E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jafta.jp